

## 登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項

平成9年7月11日  
文化庁長官裁定  
平成10年11月20日  
平成12年4月3日  
平成14年4月1日  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成30年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第57条の規定により登録された有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費及び登録有形文化財建造物の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

3.（1）についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

3.（2）のアからエについての補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。3.（2）のオについては、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）とする。

### 3. 補助対象事業

#### （1）保存修理に係る設計監理事業

①補助対象となる事業は、次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業とする。

ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの

イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの

ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの

②補助事業の内容は、次に掲げる登録有形文化財建造物の修理工事又はこれにともなう建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理事業（これらの工事施工上必要となる事前調査等の事業を含む。）とする。なお、ア（ア）については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は2.の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。

ア 修理工事

（ア）解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観（これとともに価値を形成する内部を含む。）の部分修理、塗装修理、構造補強等

（イ）上記の災害復旧工事

イ 建物附属設備の設置改修工事

（ア）空調設備、給排水設備、電気設備、警報設備、消火設備、避難設備、避雷設備、防犯設備等で、建造物に密接に係わる諸設備の設置及びそれらの改修工事

（イ）覆屋、保護柵、擁壁等、建造物の保存に必要な施設の設置及び改修工事

（ウ）上記の災害復旧工事

#### （2）公開活用事業

登録有形文化財建造物の公開活用に係る事業とする。なお、イ～オについては、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

オ 登録有形文化財の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備



(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
保存修理に係る設計監理事業	主たる事業費	設計料及び監理料	ア.基本設計料	直接人件費	直接人件費	設計監理の業務に直接たずさわる者の人件費
				直接経費	需用費 役務費	業務に必要な印刷製本，複写，消耗品費等 業務に必要な通信運搬費，手数料等
				間接経費	諸経費	業務管理費，一般管理費等
				技術料	技術料	業務において発揮される技術力等の報酬料
				特別経費	〇〇調査，〇〇試験委託費	修理設計，構造設計，設備設計作製に必要な特殊な調査及び試験の委託料
					技術指導料	文化庁の承認を得た者の技術的指導に係る経費
					写真撮影費	専門家による建築写真撮影費
					〇〇使用料	特許使用料，電子計算機使用料及び機械器具損料，会場使用料等
					仮設経費	実測等各種調査及び監理に必要な仮設経費
					工事報告書作成経費	工事報告書作成に係る経費
					出張旅費	文化財修理の特殊性により生ずる通常業務以外に必要な旅費，日当，宿泊費
					報償費	委員会委員謝金，原稿執筆謝金等
		イ.実施設計料	アに準ずる			
		ウ.監理料				
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 委託料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	郵便，電信電話料，収入印紙代等 写真撮影料，図化作成費等

公開活用事業	主たる事業費	(7)保存活用計画策定経費	計画策定経費	給与 報酬 職員手当等  共済費  報償費  旅費  需用費  役務費  委託費  測量費 図面作製費 〇〇委託費 借料及び損料  使用料及び賃借料	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 調査謝金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 印刷製本費 消耗品費 会議費 〇〇費 通信運搬費 写真焼付料 手数料費 〇〇費  測量費 図面作製費 〇〇委託費 借料及び損料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る  委員会等の外部委員  会計年度任用職員を含む  計画策定の全部又は一部を委託する経費 地上実測，航空写真実測等 図化費  会場借上料等
		(1)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	給与 報酬 職員手当等  共済費  旅費  需用費  役務費  委託費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 費用弁償 消耗品費 燃料費 修繕料 〇〇費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料費 〇〇費 〇〇測量委託 〇〇調査委託	危険な作業を伴う等特別な場合に限る  会計年度任用職員を含む  機械器具の修繕料  運搬料  本工事の全部又は一部を委託する経費

公 開 活 用 事 業	主 た る 事 業 費	(カ)解説整備事業経費	共通工事費	使用料及び賃借料	〇〇試験委託 〇〇委託費 借料及び損料 〇〇損料 請負費	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料 本工事の全部又は一部を請負で施工する場合（ 契約によるもの） 本工事に必要な原材料の購入費
			附帯工事費	工事人件事務費	原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費
			工事人件事務費	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	本工事費に準ずる
			解説整備事業費	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	本工事費に準ずる
				共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
				旅費	費用弁償	
				給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
				共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
				報償費	原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	
				旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
				役務費	通信運搬費	

		(エ)設計料及び監理料等	技術指導料	委託費 請負費 備品購入費 需用費  委託費 報償費  旅費	現像焼付料 ○○委託費  消耗品費 印刷製本費 その他需用費  設計料 監理料 翻訳・監修料 技術指導謝金  ○○謝金 普通旅費	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費  役務費 委託費 使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費  光熱水料 ○○費 通信運搬費 手数料 ○○委託料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる事業費以外の経費 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品としないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料  郵便料等  写真撮影料、図化作成費(トレース原紙) 会場借料等